

型式認証を受けた型式の機体として

ドローン情報基盤システム 2.0 へ設定を希望する型式認証保有者の皆様へ

1. 機体情報の提供

○概要

型式認証保有者の皆様から、法第 132 条の 16 の型式認証を受けた型式の無人航空機（以下「型式認証機」という。）の種類、型式、製造者その他必要な情報を提供いただくことにより、申請者はドローン情報基盤システム 2.0(登録機能)で機体登録を行う際に、プルダウンメニューから選択できるようになります。（以下「メーカー機登録」という。）また、以下のとおり **メーカー機登録を行っていただくことで、機体認証の申請や飛行の許可・承認申請をする際などに、当該機体は型式認証機と判定されて手続きを進めることができます。** これにより申請手続きにおける負担軽減及び利便性の向上を図ることができます。

○ドローン情報基盤システム 2.0(登録機能)に設定するには

メーカー機登録をご希望される場合、型式認証機の機体情報を「様式 1」を用いて下記の報告先へ機体情報をメールで提供ください。

○メーカー機登録時の留意点

型式認証機をメーカー機登録する場合、ドローン情報基盤システム 2.0 にて系統的に型式認証機として認識させるため、メーカー機登録時に「販売名【型式認証書に記載された型式名※】」として登録する必要があります。

なお、「販売名」に制限はございませんが、「型式認証書に記載された型式名」は、**使用する文字・スペースの半角・全角等もすべて型式認証書の型式名と一致させる**必要があります。ドローン情報基盤システム 2.0 におけるフロー図は別添「型式認証機のメーカー機登録におけるフロー図」をご参照ください。

※ 系列型の場合、各型式認証書番号に対応した型式名をそれぞれ記載すること。

・提供先

東京都千代田区霞が関 2-1-3

国土交通省航空局安全部無人航空機安全課 無人航空機登録担当

E-mail : hqt-jcab.ua-regi@ki.mlit.go.jp

2. 機体情報提供後の対応

○無人航空機への必要な情報の表示

型式認証保有者は、法第 132 条の 19 に基づき型式認証機に表示を行うと共に、購入した所有者が登録手続きを円滑に実施できるよう無人航空機の種類、設計者、製造者等の情報、ドローン情報基盤システム 2.0 の登録時に選択すべき型式名等を製品ホームページや商品パッケージなどのご案内を実施していただくようお願いいたします。特に、型式認証を受けた型式の製造者名について、既に登録されている製造者名で類似するものがある場合には、機体登録において不備が多い傾向がございますので、所有者に分かりやすくご案内いただくようお願いいたします。